

2025 年4月3日

(幹事) 根本 雄司

【前提】 預貯金取引の代理権が付与されている場合の終了の場面を想定した整理を試みた

【検討方向】 代理権付与時に預貯金取引についての取引能力を理由に開始している場合に、他の代替手段による終了や能力回復(医学的知見)・死亡による終了(*期間満了が終了事由となる場合、期間満了を含む)以外の事由による終了が認められるためには、能力論を中心とした法的課題に加えて、金融機関が取引に安定的に応じられるかという実務上の課題の観点からも検討されることが求められる

① 本人が単独で取引できる場合

本人が単独で取引ができる場合には、能力回復(社会モデルを含む)や本人単独取引を補助する仕組みを活用することも含まれる。

→終了の審判書を添えて、後見制度の終了届を金融機関へ提出し本人取引へ(取引印の変更等の手続きを本人が窓口へ赴いて行う。)

② 補充性の原則の適用により、後見制度以外の手段の活用を理由に、保護の必要性の喪失を終了事由として、後見制度が終了する場合

例)日常生活自立支援事業(新事業を含む)、任意後見契約(即効型)、信託商品等の金融サービスの活用、任意代理、自動引落設定の完了

→終了の審判書(終了事由記載)と、後続の手段に関する疎明資料を添えて、後見制度の終了届を金融機関へ提出する。

(取引印の変更等の手続きを後続の手段の担い手が窓口へ赴いて行う。後見人ないし後見人の印鑑証明付委任状にて後続の手段の正当性を確認する。)

*なお、審判書において終了事由の根拠事由を明記する法制上の対応が期待される

③ ①及び②以外の場合

→預貯金取引の代理権の保護の必要性は喪失していない場面であり、後見制度の利用が継続される

(事実上の支援についての整理)

能力回復(社会モデルを含む)や本人単独取引を補助する仕組みを活用することについて、終了事由や家庭裁判所の判断という視点から見ると②に、金融機関の視点から見ると①に位置づけることが考えられる。上記では、金融機関の視点から見て①に位置づけた。

なお、本人単独取引を補助する仕組みとして、支援者登録制度(仮)が今後の検討課題となる。これには、取引に付添者を登録することや、もしくは付添い以外の支援が予定されている場合の連絡先担当者を記載する登録届を提出するスキームなどが考えられる。

本人にとっては本人取引の拡大が認められやすくなり、金融機関側にとっては法的課題(能力論)とは異なる実務上の課題に対する対応負担の軽減につながるメリットがあると思われる。

以上